

平成30年第3回美祢市議会臨時会会議録

平成30年12月5日（火曜日）

1. 出席議員

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 1番  | 末永義美 | 2番  | 杉山武志 |
| 3番  | 戎屋昭彦 | 4番  | 猶野智和 |
| 5番  | 秋枝秀稔 | 6番  | 岡山隆  |
| 7番  | 高木法生 | 8番  | 三好睦子 |
| 9番  | 山中佳子 | 10番 | 岩本明央 |
| 11番 | 下井克己 | 12番 | 秋山哲朗 |
| 13番 | 徳並伍朗 | 14番 | 竹岡昌治 |
| 15番 | 安富法明 | 16番 | 荒山光広 |

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

|         |      |          |     |
|---------|------|----------|-----|
| 議会事務局長  | 綿谷敦朗 | 議会事務局長補佐 | 大塚享 |
| 議会事務局主任 | 篠田真理 |          |     |

4. 説明のため出席した者の職氏名

|        |     |        |      |
|--------|-----|--------|------|
| 市長     | 西岡晃 | 市長公室長  | 石田淳司 |
| 総務部長   | 田辺剛 | 観光商工部長 | 西田良平 |
| 観光振興課長 | 早田忍 |        |      |

5. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議員提出決議案第3号 地方自治法第100条に基づく調査特別委員会の設置について（2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出に関する調査特別委員会の設置について）

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（荒山光広君） おはようございます。ただいまから、平成30年第3回美祿市議会臨時会を開会いたします。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告いたします。

本臨時会に、本日までに送付してございますものは、議員提出決議案第3号の1件、事務局からは、会議予定表でございます。

本日、配付してございますものは、議事日程表（第1号）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、秋枝秀稔議員、岡山隆議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第3、議員提出決議案第3号地方自治法第100条に基づく調査特別委員会の設置について（2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出に関する調査特別委員会の設置について）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。安富法明議員。

〔安富法明君 登壇〕

○委員長（安富法明君） それでは、議員提出議案第3号2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出に関する調査特別委員会の設置について、提案理由の

説明をいたします。

これは、2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出に関する調査特別委員会の設置についての議決に関するものでございます。

これは、本日提出するものであり、賛成者は下井克己議員、三好睦子議員、高木法生議員、岡山隆議員であります。

それでは、読み上げまして、提案理由とさせていただきます。

議員提出議案第3号2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出に関する調査特別委員会の設置について。

下記により、2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出の妥当性の調査に関する決議を提出します。

記。1、調査事項。本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

(1) 2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出の妥当性に関する事項。

2、特別委員会の設置。本調査は、地方自治法第100条及び委員会条例第6条の規定により、議長を除く委員13名からなる2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出に関する調査特別委員会を設置し、これに付託するものとする。

3、調査権限。本委員会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4、調査期限。上記特別委員会は、1に掲げる事項の調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5、調査経費。本調査に要する経費は、本年度においては5万7,000円以内とする。

平成30年12月5日、美祢市議会議長、荒山光広様。

以上で、提案理由の説明といたします。議員皆様の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

失礼しました。読み間違えておりますので訂正を申し上げます。

3の調査権限。本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。訂正をいたしま

す。

以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

〔安富法明君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議員提出決議案第3号の質疑を行います。質疑はございませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 提出者にちょっと、少し疑問がありますのでお尋ねをしたいと思いますが。

今申されました調査権限。3のところなんですね。本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条及び同法98条第1項の権限を上記特別委員会に委任すると書いてあるんです。

98条の1項の中には、監査委員が含まれております。ですが、御承知のように、今、美祢市は、監査委員は不在の状態でございます。その場合、この条項をそのままでもいいのかどうか。今、役所は監査委員が2人おらないという異常の事態が片や発生しております。そのことについて、提案者の御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 安富議員。

○15番（安富法明君） 質疑に対する答弁を、お答えを申し上げたいと思いますが、御指摘のとおりですね、98条第1項につきましては、行政全般にわたる調査ができるということなのでありますが、現在、美祢市におきましては、監査委員が2名辞表を提出され、受理をされておる状況でございます。十分承知をしておりますが、現実に今、監査委員を選任するという状況にも至っていないのも、質疑をされた竹岡議員十分御承知のことというふうに思います。

なお、監査委員に対して監査請求と、広い権限を100条において発動するといえますか、することもでき、これも非常に内容的には、残念なっておりますか——ことになるわけですが、現状は今申し上げましたように、それでは直ちに監査委員を選任するというふう——選任、これは市長の権限でございますから、ということにもなりません。ですから、こういう状況を御理解の上、御賛同いただけたらというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 今回、提案者における賛成した1人でありまして、今回ですね、調査期限については、1に掲げる事項の調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができるということでありまして。基本的には1期4年間、4年間まであと1年と3カ月あります。ということは、これからこの100条委員会は、1年3カ月期間で行うことができるという、こういった捉え方でよろしいのでしょうか。確認です。

○議長（荒山光広君） 安富議員。

○15番（安富法明君） お答えをいたします。

基本的にはですね、書いてあるとおりでございますが、議員の任期が、議会の任期が、言われる4年間でございますけれども、残任期間は1年3カ月ですかね。こういうことになろうかというふうに思っております。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） それともう1点、この今回の100条委員会は、非常に重たいものがありまして、正当な理由がなく証言を拒否すると、禁錮または罰金、偽証には禁錮等の罰則もあるということでありまして。

今後、それぞれの発言において、大きな差異というものが発生すれば偽証罪ということになります。そうすると、そういった偽証罪においては、基本的には、ここに書いておる禁錮または罰金、それとも辞職という、そういう捉え方がいろいろあると思っておりますけれども、この辺についてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（荒山光広君） 安富議員。

○15番（安富法明君） 議員承知の上でお聞きになっておられるというふうに思うんですが、おっしゃるとおり重い、大きな権限をもった委員会でございます。皆様の御理解をいただいて、100条委員会が設置をされましたら、その席で起こりうること、あるいは、調査の中で起こりうることにつきましては、また法令にのっとり、慎重に審査をされるべきものだというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

〔安富法明君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出決議案第3号は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議員提出決議案第3号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出決議案第3号を採決いたします。この採決は起立により行います。本決議案を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒山光広君） はい、結構です。お座りください。起立多数であります。よって、議員提出決議案第3号は可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出に関する調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第2項の規定により13名といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出に関する調査特別委員会の委員は、13名と決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置をされました、2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出に関する調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長及び徳並伍朗議員、戎屋昭彦議員を除く13名を指名いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。ただいま指名いたしました議員を2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出に関する調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、あらかじめ特別委員会の正・副委員長が選任されておりますので御報告いたします。委員長に安富法明議員、副委員長に下井克己議員が就任されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて、平成30年第3回美祢市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時18分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年12月5日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃